

青の煌めきあおもり国スポつがる市案内所・休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、各種案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

- （１）総合案内所は、関係機関等と協議のうえ主要駅等に設置する。
- （２）会場内案内所及び休憩所は、競技会場に設置する。

4 設置期間

- （１）総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。
- （２）会場内案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

- （１）総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。
- （２）会場内案内所及び休憩所の開設時間は、開催行事又は競技開始 1 時間前から閉会行事又は競技の終了後 30 分までとする。

6 業務内容

- （１）総合案内所
 - ア 競技日程、会場等の案内に関すること。
 - イ 交通、観光及び物産の案内に関すること。
 - ウ 案内資料等の配布に関すること。
 - エ その他各種案内に関すること。
- （２）会場内案内所
 - ア 大会参加者等への受付案内、資料等の配布に関すること。
 - イ 競技の案内に関すること。

- ウ 交通、観光及び物産の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の取扱いに関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 休憩場所の提供に関すること。
- イ 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- ウ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会は、案内所・休憩所の設置場所、設置期間及び開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所・休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所についても、必要に応じてこの要項を準用する。